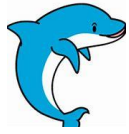


PAC ガーディアンズ通信

第30号 2020年7月10日

発行: 特定非営利活動法人PACガーディアンズ



PAC ガーディアンズ通信第 30 号に寄せて

PAC ガーディアンズでの 16 年

田川 正 浩

平成 16 年に 60 歳で定年退職後、千葉大附属特別支援学校の在校生・卒業生の親の会である「障害児者の将来を守る父の樹会」の事務局で仕事をすることになり、自分自身の勉強と“親なき後”の対応への情報収集のため、野澤和弘さんが主宰する権利擁護をテーマとした PAC の勉強会に参加しました。

成年後見制度は平成 12 年の介護保険導入時に施行され、平成 15 年の支援費制度導入とともに知的障害者にも適用されるようになったものの、現実的には受け皿がない状態でした。そこで、「自分達で創ろう」ということになり、弁護士で知的障害者の父親でもある佐藤彰一さんを初代理事長に、PAC の別働隊として平成 17 年 12 月に NPO 法人 PAC ガーディアンズを設立しました。

私も理事の 1 人に加えて頂き、障害児者の将来を守る父の樹会と兼務で事務局長を担当することになりましたが、当時の事務所登録は佐藤理事長の自宅で、専用の携帯電話で外部とのやりとりをする状況でした。

その後、成年後見の受任件数が徐々に増え、平成 23 年に現在の事務所に居を構え、船橋市から「障害者成年後見支援センター」の委託を受けるに至りました。

PAC ガーディアンズの後見支援の特徴は、“本人の意思決定を尊重する”を活動指針として取り組むことで、「後見」より「保佐・補助」が多いことと 2 人で担当することで、より本人の意思を反映しやすく初心者でも支援者として参加しやすいことにあります。全国の権利擁護団体の中でも出色の活動をしていると思います。16 年間 PAC ガーディアンズの活動に関わることができたことは私の誇りです。

令和元年度に後期高齢者となり、令和 2 年度通常総会をもって理事を退任いたしました。今後は会員の一人としてできるかぎり協力していきたいと思っています。

通信への思い入れ

久保田 美也子

いつから理事に加えていただいたかを記憶していないのですが、血清財団の助成金を得て活動しており、田川事務局長が運営資金の獲得に苦慮しておられた頃でした。コミュニティフレンド活動が注目されていました。

最初は、街の中の友達になってくださる人たちをなんと奇妙な方々がいらっしゃるものよと感心していました。コミュニティフレンドが欲しい人は数多くても、なってくれる人はそうそういません。待っていてもだめと、身近な人に宣伝して、何人かにお引き受けいただきました。

船橋市の成年後見事業を受任してからは、組織としては安定しました。成年後見を行う団体に、利用者である提携団体からの理事がいることも PAC ガーディアンズの特徴です。でも、自分の親の会が提携団体であることを、何人の会員が知っているのでしょうか。

どこの組織も同じですが、会員と組織をつなぐのは通信です。通信がしっかりしていればその組織は死なないと聞いたことがあります。私は編集委員を務めたので、提携団体の会員に障害者の権利擁護の大切さ、どんな事業をしているかなど、平易に伝えたいと思いました。

親の会の会員に聞いてみると黄色い紙の通信であることは知られていますが、手にしたらその場で読む人と、後で読もうと思ってそのままにしまう人といいました。後者が圧倒的です。PAC ガーディアンズ通信の読者は“素人”ばかりではありませんから、平易＝是認ではないことが、私には難しいことでした。

このたび提携団体からの後任を得て、退任させていただきました。お世話になりありがとうございました。

《成年後見支援センターだより》

①法人後見受任状況（令和2年5月末現在）

船橋市内 78件（1件死亡による終了含） 船橋市外 31件

	後見類型		保佐類型		補助類型		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
船橋市内	25人	32%	47人	60%	6人	8%	78人
船橋市外	9人	29%	18人	58%	4人	13%	31人
計	34人	31%	65人	60%	10人	9%	109人

内訳 知的障害 59件 精神障害 40件 高次脳機能障害 6件 高齢者 4件

②成年後見人候補者養成講座（9月12日(土)・13日(日)）資料代：5,000円（賛助会員は3,000円）

※成年後見制度について権利擁護の視点から基本的な考え方、より具体的な制度の内容、申立の実際、後見人の業務、成年後見制度利用に必要な福祉制度の内容が学べます。受講者には、法人後見の事務執行者としての登録、活動をお願いすることもあります。詳細は、法人のホームページに掲載予定です。または下記事務局へ直接お問合せください。注）新型コロナウィルス感染拡大予防のため日程等が変更になる場合もあります。

「新しい生活様式」の第一歩

息子は全盲の視覚障害と知的障害があります。日中は作業所へ通い、グループホーム（GH）で生活をしています。月に2回ほど週末に帰宅します。

新型コロナウイルスの感染が報道されて以降、GHから帰宅時に利用していた移動支援、息子の大好きな温泉旅行も控えています。マスクの着用ができず長く電車に乗ることは本人にも周囲の方にも感染リスクがあると考えることです。本人もマスクはできないと言い切ります。

自粛生活が長びき「お外のお風呂（温泉旅行）に行きたい」との要望に、新型コロナウイルスの理解はできないと思い、「今度ねー」となんとも曖昧な返事を繰り返しました。するとGHのお迎えを「ガイドさん（ガイドヘルパー）にして欲しい」と要望してきました。確かに旅行よりハードルは低いです。そこでイチカバチか「怖い病気が流行っているのでマスクをしないと電車に乗れません。マスクの練習をしますか？」

「はい！」（解っているのか？）と言って、マスクをして作業所へ出かけて行きました。ダメもとで繰り返してみようと思います。

いつの日かマスクができるようになるかもしれないというさやかな期待を持ちつつ。ただ、これも本人にとっての「新しい生活様式」の第一歩かもしれません。コロナ自粛でいじけた私の思考が少し解けた一瞬でした。

理事 佐藤裕美

ある日の後見日誌

※Tさんの担当者会議にて

「働きたいです」とTさんは発言された。グループホーム管理者「本人は働きたがっているし、うちのグループの作業所に空きがあるので働かせたい」

日中活動支援事業所責任者「日中活動の作業を行っているがまだ就労は難しい。もう少し作業中に集中することなど基本的な生活ができるようになってから就労へ進めたい」

「働かせたい」VS「まだ訓練が必要」話し合いは平行線となりました。さてTさんの「働きたい」の本意は？

保佐人「Tさんは以前は働いて小遣いを自己管理して自由に使っていました。今は自由な外出や買物ができない状況です。Tさんの働きたいは、稼いだお金を自由に使いたいという意味が含まれていませんか？自由に外出できない現状を考えると就労を急ぐのではなく、もう少し以前のようになっていくことができるようになったら就労へ進めたい方向でもいいのではないのでしょうか？」

話し合いは着地点にたどり着きました。

本人が発した言葉の本意を理解しなくては本人が望む支援はできません。関係者は本人のための支援を考えているはずですが、本人が望んでいることを本人の立場に立って真剣に考えなくてはいけないと実感する出来事でした。（M・N）